

日バス協技第363号
平成28年11月29日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 上杉 雅彦

貸切バス事業者に対する監査方針及び行政処分基準等の改正等について

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別紙1から別紙6のとおり、「自動車運送事業の監査方針について」、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について」、「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」についてそれぞれ通知がありました。

改正の概要は別添の国土交通省による報道発表に掲載されたとおりでありますので、貴協会会員事業者に周知のほどよろしくお願い申し上げます。

担当：技術安全部（山川・仁保）
電話：03-3216-4015



別紙1

国自安第154号の2
国自旅第224号の2
国自貨第 88号の2
国自整第217号の2
平成28年11月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業の監査方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自安第137号
国自旅第217号
国自貨第55号
国自整第161号
平成25年 9月17日
一部改正 平成26年 1月24日
一部改正 平成28年11月18日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによられたい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）に従って行うこととされたい。

記

1. 基本方針

- (1) 自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。以下「事業者」という。）に対する監査は、自動車運送事業等監査規則（昭和30年運輸省令第70号）によるほか、本方針により実施するものとする。
- (2) 事業者に対する監査は、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、運行管理者又は整備管理者を選任していない

運転者に対して全く点呼を実施していない、営業所に配置している全ての事業用自動車の定期点検整備を実施していない等輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者を優先的に対象とするほか、過去の監査、行政処分等（営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令、事業の停止処分、自動車等の使用停止処分、警告、勧告をいう。以下同じ。）の状況、利用者等からの苦情等を踏まえ、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的として、効果的に実施するよう努めるものとする。

- (3) 事業者に対する監査は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第43条の2第1項に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第38条第1項に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関との連携により、監査及び指導の充実及び強化を図るものとする。
- (4) 貨物自動車運送事業においては、元請事業者（下請事業者となる一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う実運送を利用して運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者をいい、下請事業者の実運送を直接利用して運送を行う者のほか、元請事業者を利用して運送を行う者を含む。以下同じ。）の下請事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為の排除を視野に入れた監査を実施するものとする。
- (5) 事業者に対しては、監査のほか、呼出指導の実施を通じて、法令遵守意識の醸成を図るよう努めるものとする。

2. 監査の種類

事業者に対する監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特別監査
引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査を特別監査とする。
- (2) 一般監査
特別監査に該当しないものであって、3.に掲げる監査を実施する端緒（以下「監査端緒」という。）に応じた重点事項を定めて法令遵守状況を確認する監査を一般監査とする。
- (3) 街頭監査
事業用自動車の運行実態等を確認するため、街頭において事業者を特定せずに実施する監査を街頭監査とする。

3. 監査対象事業者

特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

- ① 旅客自動車運送適正化事業実施機関、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第34条第1項に規定する適正化事業実施機関（以下「適正化事業実施機関」という。）や利用者等からの情報、街頭監査や事業用自動車への添乗調査（事業用自動車に添乗（乗車）して運行状況等を確認する調査をいう。）の結果等により、法令違反の疑いがある事業者
- ② 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定される死亡事故を引き起こした事業者
- ③ 事業用自動車の運転者が悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反（ひき逃げ）をいう。）を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者
- ④ 行政処分等を受けた際に事業の改善状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容から事業が改善されたと認められない事業者
- ⑤ 適正化事業実施機関が行う巡回指導を拒否した事業者
- ⑥ 都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等からの通知又は通報により、法令違反の疑いがある事業者
- ⑦ 労働関係行政機関又は日本年金機構から、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険に加入していない旨の通報があった事業者
- ⑧ 労働関係行政機関から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に違反している旨の通報があった事業者
- ⑨ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に定める事故であって、同規則の別記様式による自動車事故報告書（以下「事故報告書」という。）の「事故の原因」及び「事故の種類の区分」が同一であ

るものを3年間に3回以上引き起こした事業者

- ⑩ 事故報告書、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条第1項に規定する事業報告書及び輸送実績報告書、同規則第3条第1項の規定により求められた臨時の報告書、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条第1項に規定する事業報告書及び事業実績報告書並びに同規則第3条第1項の規定により求められた臨時の報告書（以下「報告書等」という。）について、以下に該当する事業者
 - ア 所定の期限までに報告書等を提出しなかった事業者
 - イ 報告書等に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
 - ウ 報告書等に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者
- ⑪ 事業用自動車の車両火災事故（旅客自動車に限る。）、ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故又は整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者
- ⑫ 新規許可又は事業の譲受の認可を受けた旅客自動車運送事業者（譲り受けた事業と同種類の旅客自動車運送事業を既に経営している事業者を除くことができる。）
- ⑬ 事業計画の変更により、事業規模の拡大（営業区域の拡大、増車）を行った旅客自動車運送事業者（3年以内に法令違反がない事業者を除くことができる。）
- ⑭ 長期間、監査（街頭監査を除く。）を実施していない事業者（適正化事業実施機関による巡回指導があった事業者及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されている事業者を除くことができる。）
- ⑮ (削除)
- ⑯ 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成13年10月26日付け国自旅第101号）に基づく自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客自動車運送事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがあるもの
- ⑰ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務（貨物自動車運送事業法第17条第1項から第3項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。）違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者
- ⑱ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務違反について、元請事業者

に対する下請事業者等からの苦情等により、監査を行うことが必要と認められる元請事業者及び下請事業者

- ⑯ 道路運送法第35条第1項又は貨物自動車運送事業法第29条第1項の規定による管理の受委託の許可を受けた事業者であって、受託者に法令違反の疑いがある委託者たる事業者
- ⑰ 監査を受けた後又は②若しくは③に該当する事故若しくは違反が発生した後、行政処分等までの間に事業用自動車等を移動させた事業者及びその移動先事業者であって、監査を行うことが必要と認められる事業者
- ⑱ 7. の呼出指導の対象となったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない事業者
- ⑲ 行政処分等を受けた際に、事業の改善状況の報告を命じられた事業者
- ⑳ その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められる事業者

4. 監査対象事業者の把握

- (1) 運輸支局、運輸監理部及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）は、当該管内の事業者に係る監査端緒に関する情報に基づいて、優先的に監査を実施すべき事業者及び法令違反の状況を踏まえて継続的に監視すべき事業者を適切に把握しておくものとする。
- (2) 運輸支局等（沖縄総合事務局を除く。）は、隨時、(1)により把握した事業者に関する情報を地方運輸局と共有するものとする。
なお、把握した事業者が他の運輸支局等の管轄区域内に営業所を有する場合、地方運輸局は当該運輸支局等に対し、当該事業者に係る情報を提供するものとする。
- (3) (1)により把握した情報及び(2)により共有又は提供された情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号イに該当する不開示情報であることから厳格に取り扱うものとする。

5. 監査の実施方法等

- (1) 監査の実施に当たっては、各地方運輸局の自動車交通部、自動車監査指導部及び自動車技術安全部並びに各運輸支局（運輸監理部を含む。）が連携して、効率的、効果的な実施を図るものとする。
- (2) 監査は、4.において把握した情報を踏まえ、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者から優先的に実施するほか、社会的影響が大きい事故又は違反が発生した場合には速やかに

実施するものとする。

また、適正化事業実施機関からの速報があった場合には、その趣旨に留意して実施するものとする。

- (3) 監査は、大別して次の方法により実施するものとする。
- ① 臨店による監査（事業者の営業所その他の事業場又は事業用自動車の所在する場所に立ち入って実施するもの（③を除く。））
 - ② 呼出による監査（当該事業者の代表者若しくはこれに準ずる者又は運行管理者等事業運営の責任者（以下「代表者等」という。）を地方運輸局又は運輸支局等へ呼び出して実施するもの）
 - ③ 街頭監査（事業用自動車の所在する場所へ立ち入って実施するものであって、バスに係る発着場等街頭において実施するもの）
- (4) 臨店による監査及び街頭監査は、無通告により実施するものとする。ただし、無通告で行うことにより監査の実施に支障があると判断される場合にあっては、監査実施前日に通告できるものとする。
- (5) 次のいずれかの場合は、呼出による監査を実施することができるものとする。
- ① ③、②の事業者の監査を実施する場合
 - ② 監査端緒により確認する事項が限定的であり、臨店によらなくても支障がないと判断される場合
- (6) ③、②の事業者の監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に実施するものとする。
- (7) 監査（街頭監査を除く。）の結果、法令違反の事実を確認した場合は、原則として、当該事業者の代表者等に当該事実を確認させ、当該事実に相違ない旨の書面を取り付けるものとする。
- (8) 監査は、本省権限に係る事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合を除き、運輸支局等又は地方運輸局が実施するものとする。

6. 監査の重点事項

監査（街頭監査を除く。）は、次に掲げる事項を重点として実施するものとするが、監査端緒に応じてこれらのうち必要な事項又はその他必要な事項を重点として実施するものとする。

- ① 事業計画の遵守状況
- ② 運賃・料金の収受状況
- ③ 損害賠償責任保険（共済）の加入状況
- ④ 自家用自動車の利用、名義貸し行為の有無

- ⑤ 社会保険等の加入状況
- ⑥ 賃金の支払い状況
- ⑦ 運行管理の実施状況
- ⑧ 整備管理の実施状況

7. 呼出指導

- (1) 3. の事業者のほか、指導が必要と認められる事業者に対して呼出指導を行うものとする。
- (2) 呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。この場合、当該自主点検表の様式は、各地方運輸局において作成するものとする。なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものとし、事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとともに、独立行政法人自動車事故対策機構等の制作による輸送の安全確保に関する映画、ビデオ等を放映する等により、効果的に行うものとする。
- (3) 呼出指導の対象となったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない事業者に対しては、監査を実施する等適切に対応するものとする。

附 則

この通達は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日 国自安第248号、国自旅第414号、国自貨第116号、国自整第292号）

この通達は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成28年11月18日 国自安第154号、国自旅第224号、国自貨第88号、国自整第217号）

この通達は、平成28年12月1日から施行する。

別紙2

国自安第155号の2
国自旅第225号の2
国自整第218号の2
平成28年11月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自安第155号
国自旅第225号
国自整第218号
平成28年11月18日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針を定めたので、これによることとされたい。

記

1. 基本方針

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する監査は、自動車運送事業等監査規則（昭和30年運輸省令第70号）によるほか、本方針により実施するものとする。
- (2) 事業者に対する監査は、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、運行管理者又は整備管理者を選任していない、運転者に対して全く点呼を実施していない、営業所に配置している全ての事業用自動車の定期点検整備を実施していない等輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者を優先的に対象とするほか、過去の監査、行政処分等（事業の停止処分、自動車等の使用停止処分、警告、勧告をいう。以下同じ。）の状況、利用者等からの苦情等を踏まえ、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的として、効果的に実施するよう努めるものとする。
- (3) 事業者に対する監査は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第43条の2第1項に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化事業実施機関」という。）との連携により、監査及び指導の充実及び強化を図るものとする。
- (4) 事業者に対しては、監査のほか、呼出指導の実施を通じて、法令遵守意識の醸成を図るよう努めるものとする。

2. 監査の種類

事業者に対する監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 特別監査

引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査を特別監査とする。

(2) 一般監査

特別監査に該当しないものであって、3. に掲げる監査を実施する端緒（以下「監査端緒」という。）に応じた重点事項を定めて法令遵守状況を確認する監査を一般監査とする。

(3) 街頭監査

事業用自動車の運行実態等を確認するため、街頭において事業者を特定せずに実施する監査を街頭監査とする。

(4) 指摘事項確認監査

次の①及び②の監査を指摘事項確認監査とする。

① 特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反（「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年月日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）3.

（7）各号に掲げる違反をいう。）以外の違反のおそれがあると認められる事項が確認された場合に、当該確認の日から30日以内に是正状況を確認するために行う監査

② 街頭監査において輸送の安全に関わる重大な法令違反（所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病等により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、明らかな酒気帯び及び無車検運行をいう。）以外の違反事項が確認された場合に、街頭監査の日から30日以内に是正状況を確認するために行う監査

3. 監査対象事業者

特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

① 適正化事業実施機関や利用者等からの情報、街頭監査や事業用自動車への添乗調査（事業用自動車に添乗（乗車）して運行状況等を確認する調査をいう。）の結果等により、法令違反の疑いがある事業者

② 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定される死亡事故を引き起こした事業者

③ 事業用自動車の運転者が悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物

等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反（ひき逃げ）をいう。）を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者

- ④ 適正化事業実施機関が行う巡回指導を拒否した事業者
- ⑤ 都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者、観光庁等からの通知又は通報により、法令違反の疑いがある事業者
- ⑥ 労働関係行政機関又は日本年金機構から、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険に加入していない旨の通報があった事業者
- ⑦ 労働関係行政機関から、最低賃金法（昭和34年法律137号）に違反している旨の通報があった事業者
- ⑧ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に定める事故であって、同規則の別記様式による自動車事故報告書（以下「事故報告書」という。）の「事故の原因」及び「事故の種類の区分」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者
- ⑨ 事故報告書、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第1項に規定する事業報告書及び輸送実績報告書並びに同規則第3条第1項の規定により求められた臨時の報告書（以下「報告書等」という。）について、以下に該当する事業者
 - ア 所定の期限までに報告書等を提出しなかった事業者
 - イ 報告書等に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
 - ウ 報告書等に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者
- ⑩ 事業用自動車の車両火災事故、ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故又は整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者
- ⑪ 新規許可又は事業の譲受の認可を受けた事業者（一般貸切旅客自動車運送事業を既に経営している事業者を除くことができる。）
- ⑫ 事業計画の変更により、事業規模の拡大（営業区域の拡大、増車）を行った事業者（3年以内に法令違反がない事業者を除くことができる。）
- ⑬ 長期間、監査（街頭監査を除く。）を実施していない事業者（適正化事業実施機関による巡回指導があった事業者及び公益社団法人日本バス協会が行う貸切バス事業者安全性評価認定制度により認定されている事業者を除くことができる。）
- ⑭ 道路運送法第27条第3項の規定による輸送の安全確保を命じられた事業者
- ⑮ 道路運送法第35条第1項の規定による管理の受委託の許可を受けた事業者であって、受託者に法令違反の疑いがある委託者たる事業者
- ⑯ 監査を受けた後又は②若しくは③に該当する事故若しくは違反が発生した後、行政処分等までの間に事業用自動車等を移動させた事業者及びその移動先事業者であって、監査を行うことが必要と認められる事業者
- ⑰ 8. の呼出指導の対象となったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない事業者
- ⑱ 指摘事項確認監査の際に、事業の改善状況の報告を命じられた事業者
- ⑲ その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められる事業者

4. 監査対象事業者の把握

- (1) 運輸支局、運輸監理部及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）は、当該管内の事業者に係る監査端緒に関する情報に基づいて、優先的に監査を実施すべき事業者及び法令違反の状況を踏まえて継続的に監視すべき事業者を適切に把握しておくものとする。
- (2) 運輸支局等（沖縄総合事務局を除く。）は、隨時、(1)により把握した事業者に関する情報を地方運輸局と共有するものとする。
- なお、把握した事業者が他の運輸支局等の管轄区域内に営業所を有する場合、地方運輸局は当該運輸支局等に対し、当該事業者に係る情報を提供するものとする。
- (3) (1)により把握した情報及び(2)により共有又は提供された情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号イに該当する不開示情報であることから厳格に取り扱うものとする。

5. 監査の実施方法等

- (1) 監査の実施に当たっては、各地方運輸局の自動車交通部、自動車監査指導部及び自動車技術安全部並びに各運輸支局（運輸監理部を含む。）が連携して、効率的、効果的な実施を図るものとする。
- (2) 監査は、4.において把握した情報を踏まえ、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者から優先的に実施するほか、社会的影響が大きい事故又は違反が発生した場合には速やかに実施するものとする。
- (3) 監査は、大別して次の方法により実施するものとする。
- ① 臨店による監査（事業者の営業所その他の事業場又は事業用自動車の所在する場所に立ち入って実施するもの（③を除く。））
 - ② 呼出による監査（当該事業者の代表者若しくはこれに準ずる者又は運行管理者等事業運営の責任者（以下「代表者等」という。）を地方運輸局又は運輸支局等へ呼び出して実施するもの）
 - ③ 街頭監査（事業用自動車の所在する場所へ立ち入って実施するものであって、バスに係る発着場等街頭において実施するもの）
- (4) 臨店による監査及び街頭監査は、無通告により実施するものとする。ただし、無通告で行うことにより監査の実施に支障があると判断される場合にあっては、監査実施前日に通告できるものとする。
- (5) 次のいずれかの場合は、呼出による監査を実施することができるものとする。
- ① 2.（4）の指摘事項確認監査を実施する場合
 - ② 監査端緒により確認する事項が限定的であり、臨店によらなくても支障がないと判断される場合
- (6) 街頭監査は、監査を実施する地方運輸局又は運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者（以下「他管轄の事業者」という。）の車両に対しても実施することができる。
- (7) 監査（街頭監査を除く。）の結果、法令違反の事実を確認した場合は、原則として、

当該事業者の代表者等に当該事実を確認させ、当該事実に相違ない旨の書面を取り付けるものとする。

- (8) 監査は、本省権限に係る事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合を除き、運輸支局等又は地方運輸局が実施するものとする。
- (9) 3. ⑯に基づき実施する監査については、指摘事項確認監査の日から30日以内に実施するものとする。

6. 監査の重点事項

監査（街頭監査及び指摘事項確認監査を除く。）は、次に掲げる事項を重点として実施するものとするが、監査端緒に応じてこれらのうち必要な事項又はその他必要な事項を重点として実施するものとする。

- ① 事業計画の遵守状況
- ② 運賃・料金の収受状況
- ③ 損害賠償責任保険（共済）の加入状況
- ④ 自家用自動車の利用、名義貸し行為の有無
- ⑤ 賃金の支払い状況
- ⑥ 運送引受書（写しを含む。）の作成・交付・保存状況
- ⑦ 運行管理の実施状況
- ⑧ 整備管理の実施状況

7. 是正指示書の交付及び指摘事項確認監査

- (1) 特別監査、一般監査又は街頭監査の際に法令違反事項を確認した場合、是正指示書を交付する。なお、当該是正指示書には、「直ちに是正すること」及び「運輸支局等又は地方運輸局が30日以内に指摘事項確認監査を行う」旨を記載するものとする。
- (2) 街頭監査において他管轄の事業者に対し是正指示書を交付した場合は、直ちにその旨を事業者の営業所を管轄する運輸支局等へ通知する。
- (3) 是正指示書を交付した場合又は(2)により交付した旨の通知があった場合、事業者の営業所を管轄する運輸支局等又は地方運輸局は、当該是正指示書の交付の日から30日以内に2. (4) の指摘事項確認監査を行う。

8. 呼出指導

- (1) 3. の事業者のほか、指導が必要と認められる事業者に対して呼出指導を行うものとする。
- (2) 呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。この場合、当該自主点検表の様式は、各地方運輸局において作成するものとする。
なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものとし、事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとともに、独立行政法人自動車事故対策機構等の制作による輸送の安全確保に関する映画、ビデオ等を放映する等により、効果的に行うものとする。
- (3) 呼出指導の対象となったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない事業者に

対しては、監査を実施する等適切に対応するものとする。

附 則

1. この通達は、平成28年12月1日から施行する。
2. 平成28年11月30日以前に実施した監査については、2.（4）①、5.（5）①及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成28年11月30日以前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合又はこの通達の施行の日の前日までに行政処分等が行われた場合、行政処分等を受け、その際に事業の改善状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容から事業が改善されたと認められない事業者に対し、特別監査を実施するものとする。

別紙3

国自安第156号の2
国自旅第226号の2
国自整第219号の2
平成28年11月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自安第138号
国自旅第218号
国自整第162号
平成25年9月17日
一部改正 平成26年1月24日
一部改正 平成26年1月24日
一部改正 平成26年4月25日
一部改正 平成26年7月7日
一部改正 平成28年6月30日
一部改正 平成28年11月18日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）に従って行うこととされたい。

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所

において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」とい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」とい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

- (3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
 - ② 法第9条第6項、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反
 - ③ 法第33条第1項又は第2項の違反
 - ④ 法第94条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
 - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
 - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
 - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。
- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
 - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)及び(6)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があったときは、10日車とする。
- (9) 地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この通達(別表を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3.(6)、4.(4)又は5.(1)ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。
- (10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局(運輸監理部を含む。以下同じ。)又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。
- (11) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((12)及び(13)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。
- ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般乗合旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合(違反営業所が廃止された場合を含む。)は、違反営業所(廃止されたものを除く。)及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ② 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の運輸支局が管轄する区域(以下「支局区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
- ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域(以下単に「管轄区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イに該当する営業所がない場合に限る。)
- ハ 廃止営業所に最寄りの営業所(イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。)
- (12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事

務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあっては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
- ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）

③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(2)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11) ②の例にならって取り扱うものとする。

② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 法令違反に係る点数制度

(1) 行政処分を行う事業者には、1.(5)から(9)までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 4.(1)②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4.(1)②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1)②に該当したことに伴って4.(1)②ニに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行なうべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅

するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

- ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
- ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
- ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
- ④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1. (11) から (15) までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4. (1) ①又は5. (1) の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1. (5) から (9) までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものと除く。）に基づくものについては、(2) 後段の規定にかかわらず、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。
- (4) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、処分権者があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が

生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

- (5) (1)の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ。）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。
- (6) 「自動車運送事業の監査方針について」（平成25年9月17日付け、国自安第13号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）2. (1) の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、(1) による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用の停止を行うことができるものとする。ただし、当該停留所の使用停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。
- (7) (6) の場合の停留所の使用の停止期間は、(4) により決定する処分期間と同じ期間（自動車の使用停止を開始する日から同使用停止を終了する日までをいう。）を限度とし、審査委員会の議に付した上で決定するものとする。

4. 事業の停止処分

- (1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5. (1) に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合
- ② 次のいずれかに該当する場合（5. (1) ③に該当する場合を除く）
 - イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合
 - ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
 - ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合
 - ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
 - ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
 - ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運

送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合
ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合
リ 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

- (2) (1) ①の場合の事業の停止期間は、3. (2) による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。）で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。
- (3) (1) ②の場合の事業の停止期間は、(1) ②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1) ②ロに該当したことに伴って(1) ②ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。
- (4) (1) の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(6)に該当する場合を除く。）には、当

該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(10) 3.(5)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することとなった場合に行いうものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合

② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4.(1)②リに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合(4.(1)②ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)

④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合

イ 法第9条第6項に規定する運賃又は料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

ハ 法第19条の2に規定する協定の変更の命令

ニ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ホ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ヘ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ト 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

- チ 法第31条に規定する事業改善の命令
 - リ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
- ⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合。
- (2) 次のいずれかに該当する場合の(1)③及び④の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。
- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
 - ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

6. 特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準については、本通達を準用するものとする。この場合において、「一般乗合旅客自動車運送事業」とあるのは、「特定旅客自動車運送事業」と読み替えるものとする。

附 則

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号）又は「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. この通達の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この通達により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自安第245号、国自旅第399号、国自整第291号）

1. この通達は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る通達の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成26年1月24日 国自安第249号、国自旅第415号、国自整第293号）

この通達は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成26年4月25日 国自安第10号、国自旅第9号、国自整第12号）

この通達は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年7月7日 国自安第42号、国自旅第69号、国自整第63号）

1. この通達は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成26年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成28年6月30日 国自安第67号、国自旅第75号、国自整第79号）

この通達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年11月18日 国自安第156号、国自旅第226号、国自整第219号）

この通達は、平成28年12月1日から施行する。

別表

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

適用条項	違反行為 事項	基準日車等	
		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	通達本文4.(1)②イ及び5.(1)③による	
運送法第9条第1項	運賃料金上限認可、運賃料金上限変更認可違反	20日車	40日車
運送法第9条第3項	上限認可範囲内運賃等事前届出、運賃等変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条第4項	関係者の合意による運賃等事前届出、運賃等変更事前届出	20日車	40日車
運送法第9条第5項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条第6項	運賃料金の変更命令違反	60日車	通達本文5.(1)④イによる
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の掲示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第2項	運行系統、運行回数等の掲示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更掲示義務違反	警告	10日車
運送法第13条	運送引受義務違反	30日車	60日車
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 1 路線又は営業区域 2 車庫の位置及び収容能力 3 「1」「2」以外	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 1 各営業所に配置する事業用自動車の数等 2 運行系統又は運送の区間 3 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間	警告 10日車 10日車	10日車 20日車 20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 1 停留所又は乗降地点の位置、停留所間又は乗降地点間のキロ程 2 「1」以外	10日車 警告	20日車 10日車
運送法第15条の2第1項	路線の休廃止に係る事業計画事前変更届出違反	20日車	40日車
運送法第15条の2第5項	路線の休廃止に係る事業計画変更の日の繰り上げ事前届出違反	20日車	40日車
運送法第15条の2第6項	路線の休廃止に係る事業計画変更掲示義務違反	警告	10日車
運送法第15条の3第1～2項	運行計画の設定(変更)事前届出違反 1 運行系統 2 地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統ごとの運行回数並びに始終発の時刻(指定回数以下は運行時刻) 3 運輸をする期間	10日車 10日車 10日車	20日車 20日車 20日車

運送法第15条の3第3項	軽微事項に係る運行計画変更の事後届出違反 1 変更後の運行回数が当該系統について指定範囲内の回数となる運行回数の変更 2 系統ごとの始終発時刻 3 変更後においても運行回数が当該系統について指定する回数以下となる系統ごとの運行時刻	10日車 10日車 10日車	20日車 20日車 20日車
運送法第16条第1項	事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあっては、事業計画及び運行計画)に定める業務の確保違反		運送法第15条第1項、第3項から第4項まで、第15条の3第1項から第3項までの基準日車等を適用する。
運送法第16条第2項	事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあっては、事業計画及び運行計画)に定める業務の確保命令違反	60日車	通達本文5. (1)④口による
運送法第19条第1項	無認可の共同経営に関する協定の締結、協定内容の無認可変更	10日車	20日車
運送法第19条の2	協定の変更命令違反	60日車	通達本文5. (1)④ハによる
運送法第20条	営業区域外旅客運送	20日車×違反件数	40日車×違反件数
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	通達本文5. (1)④ニによる
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	通達本文5. (1)④ホによる
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車	40日車 通達本文4. (1)②口及び5. (1)③による
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第2項 運輸規則第2条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反 一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車

運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 警告 30日車 警告 10日車	10日車 10日車 60日車 10日車 20日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第8条	乗車券の発行及び記載事項違反	勧告	警告
運輸規則第9条第1項	運賃の払戻し義務違反	勧告	警告
運輸規則第9条第2項	無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反	勧告	警告
運輸規則第9条第3項	運送中断の際の取扱い義務違反	勧告	警告
運輸規則第11条	荷物切符の交付、荷物切符による貨物の引き渡し義務違反	勧告	警告
運輸規則第12条	早発の禁止違反	勧告	警告
運輸規則第14条第1項	危険物の輸送制限違反(旅客運送に付随するもの)	10日車	20日車
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反(上記以外のもの)	10日車	20日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車
運輸規則第16条	遅延の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第17条	事故に関する掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第18条第2項	事故の場合の貨物に対する措置義務違反	勧告	警告
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注)	警告 10日車 警告 10日車 10日車 20日車	10日車 20日車 10日車 20日車 20日車 40日車
(注) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。			
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反		

	務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上	10日車 20日車 20日車 40日車	20日車 40日車 10日車
	2 管理、保守不適切(注)	警告	10日車
(注)	睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者50%未満 ②未受診者50%以上	警告 10日車 80日車	10日車 20日車 160日車
	2 疾病、疲労等による乗務	100日車	200日車
	3 薬物等使用乗務		
(注)	疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。		
運輸規則第21条第6項	交替運転者の配置義務違反 ①未配置5件以下 ②未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第24条 第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ①未実施19件以下 ②未実施20件以上49件以下 ③未実施50件以上(注2) 2 不適切 ①一部実施不適切 ②全て実施不適切	警告 10日車 20日車 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 40日車 10日車 20日車
(注1)	・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむ得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。		
(注2)	通達本文4. (1)②ニに該当するものを除く。		
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし	警告	10日車

	<p>②全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし</p>	30日車 警告 30日車 警告 10日車	60日車 10日車 60日車 10日車 20日車
運輸規則第25条第1項、 第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車 30日車 警告 30日車 警告 30日車 警告 10日車 10日車	10日車 20日車 60日車 10日車 60日車 10日車 20日車 10日車 20日車
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車 30日車 30日車 警告 10日車 30日車 警告 10日車 10日車	10日車 20日車 60日車 60日車 10日車 60日車 10日車 20日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 10日車
運輸規則第27条第1項	運転基準図の作成、運転者への指導義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 営業所への備付け 3 記載事項の不備 4 運転者への指導 ①一部未実施 ②大部分未実施	警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 10日車 10日車 20日車
運輸規則第27条第2項	運行表の作成、運転者の携行義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 運行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし 3 記載事項の不備	警告 10日車 警告 20日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 40日車 10日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下 ②選任6名以上	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車

	2 記載事項等の不備	警告	10日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙1
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙2
(注1)	「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
(注2)	通達本文3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。		
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 30日車 警告	10日車 20日車 10日車 60日車 10日車
	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 20日車
(注)	「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勸告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車

運輸規則第42条第2項	物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第42条第3項	禁煙表示の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第42条第4項	停留所又は乗降地点の名称の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条	点検整備関係義務違反		
(道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	整備不良車両 <ul style="list-style-type: none"> 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) <ul style="list-style-type: none"> ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上 	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) <ul style="list-style-type: none"> (1台の車両の1年間の未実施回数) <ul style="list-style-type: none"> ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 	警告 5日車×違反車両数 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 通達本文4. (1)②ホ及び5. (1)③による
(注1)	12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。		
(注2)	自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。		
(注3)	3に該当する場合を除く。		
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 <ul style="list-style-type: none"> 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) <ul style="list-style-type: none"> ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) <ul style="list-style-type: none"> ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚 	警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 警告 10日車 30日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 60日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 <ul style="list-style-type: none"> 整備管理者選任なし 		通達本文4. (1)②ヘ及び5. (1)③による
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出		

	1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	10日車	20日車
運送法第27条第3項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文5.(1)④による
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正収受違反等その他	40日車×違反車両数 10日車 20日車 40日車 10日車 20日車 40日車 警告	80日車×違反車両数 20日車 40日車 20日車 40日車 20日車 40日車 10日車
(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
(注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	通達本文5.(1)④トによる

運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	通達本文5. (1)④チによる
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4. (1)②ト及び5. (1)③による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4. (1)②チ及び5. (1)③による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出違反 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第38条第2項	事業の休廃止届出違反 1 未届出 2 虚偽届	20日車 40日車	40日車 80日車
運送法第38条第3項(第15条の2第5項準用)	事業の休廃止に係る休廃止の日の繰り上げ事前届出違反	20日車	40日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の掲示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文5. (1)②による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文5. (1)②による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4. (1)②イ及び5. (1)③による	
運送法第43条第6項	運賃・料金の届出違反(設定・変更)	20日車	40日車
運送法第43条第7項	事業実施方法の変更命令違反 (注)	60日車	許可の取消(注)

行政処分を受けた日から3年以内に命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

運送法第43条第8項	事業管理の委託・事業休止・事業廃止届出違反 事業管理の委託・事業休止に関する変更届出違反 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第43条第10項	事業の譲渡・合併・分割・相続による事業継承届出違反 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第82条第2項	荷主への不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	通達本文5. (1)④リによる
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 その他の条件又は期限違反	10日車 20日車 20日車	20日車 40日車 40日車

<p>(注)</p> <p>「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。</p>			
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	通達本文4. (1)②リ及び5. (1)③による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	警告
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	警告
第3号	死亡届出	勧告	一
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	警告
第5号	命令を実施した届出	勧告	警告
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	警告
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	警告
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	警告
第9号	運送需要者の氏名・名称・住所の変更届出	勧告	警告

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があつた日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(7)又は(4)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあっては、1つの最高速度違反を1. 5件として計算するものとする。

(7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合
(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。)が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間ににおいて5件に達した場合
(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

(3) 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両を除く。)が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

別紙4

国自安第157号の2
国自旅第227号の2
国自整第220号の2
平成28年11月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自安第157号
国自旅第227号
国自整第220号
平成28年11月18日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
- ② 法第33条第1項又は第2項の違反

- ③ 法第94条第1項の規定による報告の未実施若しくは虚偽の報告又は第4項の規定による検査の拒否若しくは虚偽の陳述
- (4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
 - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
 - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等の適用に当たり累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
 - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍((5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。
- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
 - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)の基準による基準日車等の2分の1((5)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、基準日車等が50日車を超える違反については10日車、50日車以下の違反については警告とする。
- (9) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重

又は軽減する場合、3.(4)ただし書、4.(4)、5.(1)ただし書又は5.(2)の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

- (10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局（運輸監理部及び運輸事務所を含む。以下同じ。）又は地方運輸局に呼び出して法令遵守の徹底を図るよう改めて指導する。
- (11) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(12) 及び (13) に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。
- ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貸切旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。
 - ② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
 - イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
 - ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）
 - ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）
- (12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあっては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
 - ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）
 - ③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）
- (13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- (14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(3)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11) ②の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分等（3.（6）の規定により警告とする場合を含む。）を行う事業者には、1.（5）から（9）までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4.（1）②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4.（1）②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.（1）②ロに該当したことに伴って4.（1）②ホに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3) (1) 及び (2) により事業者に付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
 - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
 - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
 - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
 - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものと除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1. (11) から (15) までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4. (1) ①、5. (1) 又は5. (2) の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1. (5) から (9) までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3) (2) の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものと除く。）に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。
- (4) 処分日車数における使用を停止する車両数（以下「使用停止車両数」という。）及び使用を停止する期間（以下「停止期間」という。）は次のとおりとする。ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

使用停止車両数は、違反営業所に所属する事業用自動車数（監査時点又は処分時点のもののうちいずれか多い方とする。）に0.8を乗じ、小数点以下を切り捨てた整数値とする。なお、これにかかわらず、当該整数値が処分時点の事業用自動車数と同数、又は上回った場合は、処分時点の事業用自動車数から1両を減じた数とし、当該整数値が処分日車数と同数、又は上回った場合は、処分日車数と同一とするとともに、違反営業所に所属する事業用自動車数が処分時点において1両である場合は、1両とする。

停止期間は、処分日車数を前段の使用停止車両数で除し、小数点以下を切り捨てた整数値の日数とする。なお、切り捨てがある場合、停止期間を1日追加するとともに、追加日（当該停止期間の翌日をいう。）における使用停止車両数は、前段の使用停止車両数と当該整数値を乗じ、これを処分日車数から減じた数とする。

ただし、上記により算出された停止期間が6月を超える場合は、処分時点の事業用

自動車数を限度に使用停止車両数を追加する。

- (5) (1)、(7) 又は (9) の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。
- (6) (2) の合算の結果、処分日車数が50日車以下となる場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、警告を行うものとする。ただし、4. に該当し、事業の停止処分となる場合及び5. (1) に該当し、許可の取消処分となる場合並びに1. (8) ただし書きを適用する場合を除く。
- (7) 「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)。以下「貸切の監査方針」という。に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。
- イ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
 - ロ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。
 - ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
 - ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
- (8) (7) による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2) による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。
- (9) 貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関する法令違反(所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。なお、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。)を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。
- (10) (9) による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2) による行政処分等

に係る処分日車数から減じないこととする。

(11) (9)による自動車の使用停止処分は、街頭監査を実施する地方運輸局又は運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても行うことができる。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合(5.

(1) 又は5. (2)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合(5. (1) ③に該当する場合を除く。)

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ト 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

リ 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

ヌ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

ル 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

③ 貸切の監査方針2.(4)①に規定する指摘事項確認監査(以下「指摘事項確認監査」という。)において、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があつて、是正措置が講じられない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる

見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

- (2) (1) ①の場合の事業の停止期間は、3. (2) による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。）で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。なお、3. (8) の規定は、事業の停止期間の算出について準用する。
- (3) (1) ②の場合の事業の停止期間は、(1) ②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1) ②ロに該当したことに伴って(1) ②ホに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。
- (4) (1) の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業

の停止処分を付加するものとする。

- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5) 又は (7) に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(10) 3.(5) の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

(11) (1) ③の場合の事業の停止期間は、3日間とし、行政処分等（許可の取消処分を除く。）の際に付加するものとする。

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合（(2) に該当する場合を除く。）に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合

- ② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

- ③ 4.(1) ②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4.(1) ②ルに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.(1) ②ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

- ④ 次に掲げる命令に従わなかった場合

- イ 法第9条の2第2項に規定する運賃又は料金の変更の命令

- ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

- ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

- ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

- ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

- ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

- ト 法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

- ⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合
- ⑥ 指摘事項確認監査において、是正措置が講じられていないことを確認し、このため事業の改善状況の報告を命じるとともに、貸切の監査方針3. ⑯に基づき実施する監査において、なお、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としてあることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

(2) 次に該当することとなった場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。

当該事業者に勤務する運転者が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であって、当該事業者に悪質な法令違反があると認められる場合

(3) 次のいずれかに該当する場合の(1) ③の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

附 則

1. この通達は、平成28年12月1日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この通達により付されたものとして取り扱うものとする。

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

適用条項	違反行為 事項	基準日車等	
		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	通達本文4. (1)②イ及び5. (1)③による	
運送法第9条の2第1項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	60日車	120日車
運送法第9条の2第2項(第9条第6項準用)	運賃料金の変更命令違反	通達本文5. (1)④イによる	
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	60日車	120日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の掲示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更掲示義務違反	警告	10日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と営業所の距離又は車庫の収容能力不足 ②営業所、車庫の区域内新設、移設等	40日車 20日車	80日車 40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称	警告	10日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	通達本文5. (1)④ロによる	
運送法第20条	営業区域外旅客運送	60日車	120日車
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	通達本文5. (1)④ハによる	
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	通達本文5. (1)④ニによる	
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし 3 他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任	20日車 通達本文4. (1)②ロ及び5. (1)③による	40日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反		

	1 選任又は解任の届出に係るもの	警告	10日車
	2 虚偽の届出に係るもの	60日車	120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 60日車	10日車 10日車 120日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条の2第1項	運送引受書の交付義務違反 1 未交付 2 記載事項の不備	60日車 警告	120日車 10日車
運輸規則第7条の2第2項	運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車
運輸規則第7条の2第3項	申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存義務違反	20日車	40日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車
運輸規則第16条	遅延の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下	警告 10日車 警告 20日車	10日車 20日車 10日車 40日車

	③各事項の未遵守計16件以上(注)	40日車	80日車
(注) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。			
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。			
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②ニに該当するものを除く。			
運輸規則第21条第6項	交替運転者の配置義務違反 ①未配置5件以下 ②未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	40日車	80日車
運輸規則第24条 第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反('1」「2'以外の違反)	40日車 20日車 警告	80日車 40日車 10日車
(注1) ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注3) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむ得ない場合を除く。)した点呼 ・乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行なった点呼 ・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行なった点呼 (注4) ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼			
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車

<p>(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。</p>			
運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	40日車 警告 60日車	80日車 10日車 120日車
運輸規則第25条第1項、 第2項、 第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	30日車 警告 60日車	60日車 10日車 120日車
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録の改ざん・不実記載	30日車 60日車	60日車 120日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備	20日車 警告	40日車 10日車
運輸規則第28条	経路の調査等の義務違反	警告	10日車
運輸規則第28条の2第1項	運行指示書の作成等義務違反 1 運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反 2 記載事項等の不備	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第28条の2第2項	運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反	20日車	40日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 記載事項等の不備	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1)		

①一部不適切(実施2／3以上) ②一部不適切(実施1／2以上2／3未満) ③大部分不適切(実施1／2未満)	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車
2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2)	60日車	120日車
3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)		別紙1
4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)		別紙2

(注1)

運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況

飲酒運転防止に係る指導監督義務違反は、①②③とは別途個別に処分するものとする。

(注2)

アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、指導監督義務を果たしていないと判断する。

(注3)

通達本文3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。

運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反		
1 記録		
① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし	警告 40日車	10日車 80日車
2 記載事項等の不備	警告	10日車
3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反		
1 特別な指導の実施状況(注)		
①一部不適切(実施1／2以上) ②大部分不適切(実施1／2未満)	20日車 40日車	40日車 80日車
2 適性診断の受診状況		
①受診なし1名 ②受診なし2名以上	20日車 40日車	40日車 80日車

(注)

運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況

運輸規則第38条第2項

運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勸告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勸告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勸告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勸告	警告
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下	点検整備関係義務違反		

「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	整備不良車両		
	1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数
	2 不正改造のもの	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
(車両法第48条)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第49条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	2 12月点検整備の未実施(注2)(注3)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数
	3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 (注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。	通達本文4. (1)②ト及び5. (1)③による	
(車両法第50条第1項)	点検整備記録簿等の記載義務違反等		
	1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
	2 記載不適切	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
(車両法第50条第2項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	通達本文4. (1)②チ及び5. (1)③による	
(車両法第52条)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第53条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出		
	1 未届出	警告	10日車
	2 虚偽届出	60日車	120日車
(車両法第58条第1項)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第66条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(運輸規則第46条)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
(運輸規則第47条)	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
(運輸規則第47条の8)	点検等のための施設の不備	警告	10日車
	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第28条、第28条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
改正前の 運輸規則第47条の8第1項	乗合運送の許可を受けた者の義務違反 1 乗車券の発行及び記載事項違反	勧告	警告

	2 運賃の払戻し義務違反 3 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反 4 運送中断の際の取扱い義務違反 5 早発の禁止違反 6 事故に関する掲示義務違反 7 運転基準図の作成、運転者への指導義務違反 (1)作成 ①一部作成なし ②全て作成なし (2)営業所への備付け (3)記載事項の不備 (4)運転者への指導 ①一部不適切 ②大部分不適切	勸告 勸告 勸告 勸告 勸告 勸告 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車	警告 警告 警告 警告 警告 警告 10日車 20日車 10日車 10日車 10日車 20日車 10日車 20日車
	8 運行表の作成、運転者の携行義務違反 (1)作成 ①一部作成なし ②全て作成なし (2)運行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし (3)記載事項の不備	警告 10日車 警告 20日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 40日車 10日車 警告 警告
	9 禁煙表示の掲示義務違反 10 停留所の名称の掲示義務違反	勸告 勸告	10日車 警告
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車
運送法第27条第3項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	通達本文5. (1)④本による	
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バスの運行形態に該当する運行(注1) 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 その他	40日車×違反車両数 40日車 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 80日車 20日車 40日車 10日車

(注1) 「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」とは、「従前の「高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義等について」(平成24年10月31日付け、国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号)における「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義によるものとする。

(注2)

「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。

運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	通達本文5. (1)④ヘによる	
運送法第31条	事業の改善命令違反	通達本文5. (1)④トによる	
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4. (1)②リ及び5. (1)③による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4. (1)②ヌ及び5. (1)③による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の掲示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文5. (1)②による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文5. (1)②による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4. (1)②イ及び5. (1)③による	
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第84条第1項	運送命令違反	通達本文5. (1)④チによる	
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反		
	条件又は期限違反(注)	20日車	40日車
(注)	健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険の未加入を除く。		
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述	通達本文4. (1)②ル及び5. (1)③による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勸告	警告
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勸告	警告
第3号	死亡届出	勸告	一
第4号	休止事業の再開の届出	勸告	警告
第5号	命令を実施した届出	勸告	警告
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勸告	警告
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勸告	警告
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勸告	警告

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があつた事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があつた事業者を除く。)を対象とする。

- 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初	再違反		
	2回	3回	4回目
警	10	20	40日

4. 行政処分等の基準の適用

(1) 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があつた場合には、その違反事実があつた日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

(2) 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあっては、1つの最高速度違反を1.5件として計算するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

(3) 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号)」1.1.(3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項
運輸規則第38条第1項
2. 行政処分等の対象
駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があつた事業者を対象とする。
 - (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
 - (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知
3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車
4. 行政処分等の基準の適用
 - ① 2. (a)の意見聴取があつた場合には、その違反の事実があつた日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。
また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があつた場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。(2)において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
 - ② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行つた日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
 - ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があつた場合、この基準の適用に当たつては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
 - ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
 - ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貫切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成25年9月17日付け国目安第140号、国目旅220号、国目整第164号) 1.1. (3)の規定を準用する。

別紙5

国自安第159号の2
国自旅第229号の2
国自整第222号の2
平成28年11月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自総第24号
国自旅第10号
平成14年 4月17日
一部改正 平成16年 6月30日
一部改正 平成18年 9月15日
一部改正 平成19年 5月 1日
一部改正 平成20年 6月13日
一部改正 平成21年 9月29日
一部改正 平成25年 9月17日
一部改正 平成26年 1月24日
一部改正 平成28年11月18日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令
及び旅客の利便確保命令の発動基準について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第3項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。

なお、本基準は、平成14年4月17日以降に輸送の安全確保に関する違反又は旅客の利便確保に関する違反により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。

記

1. 法第27条第3項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。
 - (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」

(平成25年9月17日付け、国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号。以下「乗合の処分基準」という。)、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成28年11月18日付け、国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号。以下「貸切の処分基準」という。)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下「乗用の処分基準」という。)による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者(当該違反点数の中に輸送の安全確保に関する違反(法第22条の2第1項、第4項及び第6項、第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに法第27条第2項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)第14条、第15条(第3号に係るものを除く。)、第20条から第22条第1項まで、第23条から第28条の2まで、第35条及び第36条まで、第37条第1項及び第2項まで、第38条、第41条、第42条第2項(第52条第15号並びに第53条第5号及び第6号に係るものを除く。)、第43条、第45条から第47条まで並びに第48条の2から第48条の4第1項までの規定に係る違反をいう。以下同じ。)によるものを含まない場合を除く。)であって、乗合の処分基準1.(10)及び乗用の処分基準1.(11)に基づく出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った場合。

- (2) 輸送の安全確保に関する違反に伴い死亡事故又は重傷事故を惹起した事業者が、過去3年間以内に法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行っていた場合。
- (3) 輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合。
- (4) 安全管理規程の遵守を怠り死亡事故又は重傷事故を惹起した安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務付け事業者が、過去3年間以内に法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行っていた場合。
- (5) 法第23条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第23条の3の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。

- (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条の規定に基づく整備管理者が選任されていない場合又は同法第53条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより整備管理者が存在しなくなる場合。
- (7) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第6項の特定指定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）の業務上の行為により運輸規則上の輸送の安全確保に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行った場合。
- (8) 乗合の処分基準及び貸切の処分基準に定める次のいずれかに該当する場合。
- (ア) 3.(4)ただし書きによる処分を行う場合。
- (イ) 乗合の処分基準 3.(6)ただし書きに該当する場合。
- (ウ) 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。
- (エ) 5.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。
- (9) 乗用の処分基準に定める次のいずれかに該当する場合。
- (ア) 3.(5)ただし書きによる処分を行う場合。
- (イ) 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。
- (ウ) 5.(3)により、自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。
- (エ) 6.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合。
- (10) 次のいずれかに該当する場合。
- (ア) 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）に規定する街頭監査において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないおそれがあると認められた場合。
- (イ) 「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年11月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号。以下「貸切の監査方針」という。）に規定する街頭監査において、輸送の安全確保に関する法令違反事実を確認し、必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられたことを確認することができない場合。

- (11) 貸切の監査方針2. (4)①に規定する指摘事項確認監査において、輸送の安全確保に関する是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としてあることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。
- (12) 貸切の監査方針に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合。
- (ア) 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合。
- (イ) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。
- (ウ) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合。
- (エ) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合。
- (13) 次のいずれかに該当する場合。
- (ア) 貸切の処分基準1. (10)に基づく出頭要請を拒否した場合。
- (イ) 貸切の監査方針5. (5)①に基づく出頭要請を拒否した場合。

2. 法第27条第3項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

- (1) 乗合の処分基準、貸切の処分基準及び乗用の処分基準（以下「行政処分等の基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者（当該違反点数の中に旅客の利便確保に関する違反（法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第2条第2項及び第3項、第3条から第12条まで、第15条第3号、第16条から第19条の2まで、第

29条、第37条第3項及び第4項まで、第39条及び第40条まで、第42条第1項、同条第2項（第52条第15号及び第53条第5号から第7号までに係るものに限る。）並びに第44条の規定に係る違反をいう。以下同じ。）によるものを含まない場合を除く。）であって、乗合の処分基準1. (10)、貸切の処分基準1. (10)及び乗用の処分基準1. (11)に基づく地方運輸局等からの出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の旅客の利便確保に関する違反を行った場合。

- (2) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合。
- (3) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第6項の特定指定地域内に営業所を有する個人タクシー事業者が業務上の行為により運輸規則上の旅客の利便確保に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行った場合。
- (4) 1. (8)又は(9)に該当する場合。

3. 輸送の安全確保命令は、1. (1)～(9)の場合における輸送の安全確保に関する違反に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行い、また、1. (10)の場合は、その場で行うものとする。さらに、1. (11)及び(12)の場合は違反が確認されたときに、また1. (13)の場合は当該事実が確認されたときに、速やかに行うものとする。なお、1. (10)～(12)の場合については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

4. 旅客の利便確保命令は、2. (1)～(4)の場合における旅客の利便確保に関する違反に対する行政処分等の基準に基づく処分の実施に併せて行うものとする。

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、3. 及び4. に定めるもののほか、以下のとおりとする。ただし、1. (10)による場合は(1)中、事業者を地方運輸局等に呼び出す措置は適用しない。

- (1) 事業者を地方運輸局等に呼び出し、違反の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行の管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、道路運送

法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第66条第1項第5号の規定により、命令の日から一般貸切旅客自動車運送事業者については30日以内に、また、一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者については3月（必要に応じ、これより短い期間を定めることができる。）以内に届出を行うよう措置するものとする。

当該届出が当該期間までに行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

- (2) 1. (8)若しくは(9)又は2. (4)に係る輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令を行う場合には、(1)に定める届出のほか、毎月一回の定期報告を別表に定める期間行うよう命令することとする。
- (3) 1. (7)及び2. (3)の場合は、(1)にかかわらず、期限を定めて適正化実施機関が行う講習を受けるべき旨の命令を発動するものとし、当該期限までに講習を受けない場合には、命令違反として取り扱うものとする。
- (4) 輸送の安全確保命令と旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動することとなった場合及び1. (8)若しくは(9)又は2. (4)の場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

6. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令は、街頭監査を実施する地方運輸局又は運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても発動することができる。

附 則（平成16年6月30日 国自総第137号、国自旅第74号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。
2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自総第281号、国自旅第129号、国自整第83号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成19年5月1日 国自総第39号、国自旅第16号、国自整第12号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定め

る基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成20年6月13日 国自安第34号、国自旅第93号、国自整第46-2号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。
2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自安第69号、国自旅第137号、国自整第63号 一部改正）

改正後の通達は、平成21年10月1日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成25年9月17日 国自安第142号、国自旅第222号、国自整第166号 一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. 平成25年10月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月24日 国自安第252号、国自旅第418号、国自整第296号 一部改正）

この通達は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成28年11月18日 国自安第159号、国自旅第229号、国自整第222号）

1. この通達は、平成28年12月1日から施行する。
2. 平成28年11月30日以前に確認した違反行為については、なお従前の例による。

別紙6

国自安第160号の2
国自旅第232号の2
平成28年11月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



	国自総第424号
	国自旅第149号
	平成14年 1月17日
一部改正	平成16年12月24日
一部改正	平成19年 5月 1日
一部改正	平成21年 9月29日
一部改正	平成21年11月20日
一部改正	平成22年 4月28日
一部改正	平成25年 9月17日
一部改正	平成28年 6月30日
一部改正	平成28年11月18日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第23条の3の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。

1 通則

(1) 運行管理者資格者証の返納命令の発令等は、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け、国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）（以下「乗合の処分基準」という。）、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け、国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）（以下「貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」

て」（平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）（以下「乗用の処分基準」という。）（以下これらを合わせて「行政処分等の基準」という。）による旅客自動車運送事業者の行政処分等を行う場合に同時にを行うものとする。ただし、2(5)、(6)及び(9)により発令する場合並びに事業を廃止した等により旅客自動車運送事業者の行政処分等が行われない場合は、単独で行うものとする。

- (2) 行政処分は、法第23条の2第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の運行管理者資格者証の返納とする。

また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

- (3) 処分等は、2及び3により行うものとする。

なお、2(4)(ア)及び(イ)並びに3の基準日車等の総和の算定について、運行の安全確保に関する違反（法第23条第2項及び法第23条の5第1項の規定に係る違反をいう。以下同じ。）、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に更に同一の事項について運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。）及び累違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。）について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

- (1) 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。
- (ア) 事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を行った場合
- (イ) 運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合
- (2) 法第23条第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第47条の9第1項の規定に基づき選任されている者（以下「運行管理者」という。）が次に該当するこ

ととなった場合には、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議及び同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知（以下「道路交通法通知等」という。）があった場合

- (3) 運輸規則第47条の9第3項の規定に基づき選任されている者（以下「補助者」という。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (4) 次のいずれかに該当することとなった場合には、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。
- (ア) 乗合の処分基準4. (1) ②ハ若しくはニに該当した場合、乗用の処分基準4. (1) ④ハ若しくはニに該当した場合又は乗合の処分基準若しくは乗用の処分基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が120日車以上となった場合には、運行管理者に対し、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、運輸規則第47条の9第2項の規定に基づき選任されている者（以下「統括運行管理者」という。）に対して行うものとする。
- (イ) 貸切の処分基準4. (1) ②ハ、ニ、ホ若しくはヘに該当した場合又は自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号、第4号、第7号、第8号又は第10号に規定する事故を引き起こしたことを理由とする監査を実施し、貸切の処分基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和

が120日以上となった場合には、当該営業所において選任された全ての運行管理者(当該違反事実を確認した後に解任された者を含む。)に対し、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。ただし、運行管理者が当該法令違反に全く関与していないこと又は当該運転者に係る業務を全く実施していないことを当該運行管理者又は当該一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切事業者」という。)が証明した場合は、この限りでない。

(ウ) 貸切事業者が、貸切の処分基準5.(1)④に該当することにより許可の取消処分を受けることとなる場合には、当該営業所において選任された全ての運行管理者(当該違反事実を確認した後に解任された者を含む。)に対し、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。ただし、運行管理者が当該法令違反に全く関与していないこと又は当該運転者に係る業務を全く実施していないことを当該運行管理者又は当該貸切事業者が証明した場合は、この限りでない。

(エ) 貸切事業者が、貸切の処分基準5.(2)に該当することにより許可の取消処分を受けることとなる場合であって、運行管理に係る悪質な法令違反があると認められる場合には、当該営業所において選任された全ての運行管理者(事故発生後に解任された者を含む。)に対し、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。ただし、運行管理者が当該法令違反に全く関与していないこと又は当該運転者に係る業務を全く実施していないことを当該運行管理者又は当該貸切事業者が証明した場合は、この限りでない。

(5) 資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用(選任の届出をした場合を含む。)させた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(6) 運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合には、当該者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(7) 複数の種類の運行管理者資格者証(法第23条の2第1項の規定に基づき交付されたものに限る。)を有している者に対する返納命令処分は、(4)の場合については返納を命じようとする者が運行管理を行っている事業の運輸規則第47条の9の表第1欄の種別に応じて、同表第3欄に掲げる運行管理者資格者証(特定旅客自動車運送事業にあっては、同表第4項第3欄に掲げる運行管理者資格者証のうち、当該者が有している運行管理者資格者証)の返納を命ずるものとし、(1)～(3)、(5)、(6)及び(9)の場合については全ての旅客自動車運送事業に係る運

行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

- (8) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第23条の2第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。
- (9) 運行管理者が、事業用自動車、自家用自動車にかかわらず酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転をした場合には、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

3 資格者の警告

貸切事業者以外の旅客自動車運送事業者については、乗合の処分基準又は乗用の処分基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が30日車以上120日車未満の場合は、警告を行うものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の警告は、統括運行管理者に対して行うものとする。

附 則（平成19年5月1日付け国自総第37号、国自旅第14号）

- 1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日付け国自安第67号、国自旅第135号）

この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第110号、国自旅第187号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第7号、国自旅第9号）

- 1 改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。
- 2 平成22年4月27日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成25年9月17日付け国自安第143号、国自旅第223号）

- 1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行

政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3 2 (4) の規定中乗合及び貸切の処分基準4.(1)②ハ及び乗用の処分基準4.(1)④ハに係る規定については、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年12月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

4 「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」(平成14年1月17日付け国自総第427号、国自旅第151号)は、平成25年10月31日限り廃止する。

附 則(平成28年6月30日付け国自安第68号、国自旅第76号)
改正後の通達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成28年11月18日 国自安第160号、国自旅第232号)

- 1 この通達は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 平成28年11月30日以前の違反行為については、なお従前の例による。

平成28年11月18日
自動車局安全政策課

貸切バス事業者に対する監査・処分の実効性の向上について ～来月から行政処分等の基準を厳しくします～

国土交通省では、貸切バス事業者への監査基本方針と行政処分基準に関する通達改正を行います。施行は、平成28年12月1日を予定しています。

(主な内容)

- ・街頭監査実施中に法令違反を確認した場合、改善されるまでは運行させません。
- ・営業所での監査中に違反を確認した場合、改善を確認するための監査を30日以内に行います。改善できていなければ3日間の事業停止とし、さらに改めて30日以内に監査を行い、改善できていなければ許可取消とします。
- ・営業所での監査結果に基づき、バス車両の使用停止という行政処分がありますが、営業所で保有する車両数全体の8割を使用停止させます。
- ・輸送の安全に特に関係する「過労運転」「健康診断」「指導監督」「点呼」の違反を中心に、バス車両の使用停止のベースとなる処分日車数を引き上げます。

本年1月の軽井沢スキーバス事故を受けて設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において6月3日に「総合的な対策」が取りまとめられました。

これを受けて、悲惨な事故を二度と起こさないとの決意のもと、本格的なスキーシーズンを迎える前に以下のとおり貸切バス事業に関する監査基本方針と行政処分基準の改正を行います。法令違反を早期に是正させ、もし改まらない場合には、貸切バス事業から速やかに退場させる仕組みとします。詳細は別紙をご覧ください。

1. 監査関係

- (1) 街頭監査実施中、法令違反を確認した場合、是正されるまで運行を停止させます。また、その他の違反の有無を確認するため、営業所での監査を30日以内に実施します。
- (2) 営業所における監査中、法令違反を確認した場合、是正状況を確認する監査を改めて30日以内に実施します。

2. 行政処分関係

- (1) ①、②の監査の結果、改善できていなければ3日間の事業停止とし、さらに改めて30日以内に監査を行い、改善できていなければ許可を取り消します。
- (2) 車両使用停止処分の場合、営業所で保有するバス車両数全体の8割を使用停止とします。
(例) 保有車両数が5両で、処分日車数が100日車の場合は、4両を25日間使用停止させる。
逆に言えば、25日間、使用してよいのは1両のみ。(現在、中部運輸局では1両を100日間停止)
- (3) 「過労運転」「健康診断」「指導監督」「点呼」の違反を中心に、バス車両の使用停止処分のベースとなる処分日車数を引き上げます。

3. 行政処分関係(運行管理者)

- (1) 運行指示を行う責任者である運行管理者は国家資格が必要ですが、運行管理者の資格者証を返納させるケースを追加します。

【問い合わせ先】 自動車局安全政策課 本江、黒崎

代表：03-5253-8111 内線 41632,41633 直通：03-5253-8566 FAX：03-5253-1638

主な改正内容

●監査関係

1. 運行中の車両について、街頭監査で違反があり、その場では正できない場合、「輸送の安全確保命令」が発動され、是正するまでの間、違反した車両が使用できなくなります。また、指摘された違反をもとに、30日以内に事業者に対する監査を行い、法令違反の有無を確認します。
2. 一般監査で以下の緊急を要する重大な法令違反が確認された場合は、「輸送の安全確保命令」が発動され、是正できるまでの間、違反事項と関係する全ての車両が使用できなくなります。この場合、30日間の事業停止の処分を受けることとなり、それでもなお、是正されない場合は、許可取消となります。
 - ① 運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
 - ② 整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、定期点検整備を全く実施していない場合
 - ③ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ④ 運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
3. 一般監査で「2.」以外の違反が確認された場合は、30日以内に是正状況を確認する監査を実施します。

●行政処分関係

1. 監査(1回目)で指摘した違反(軽重にかかわらず)が、確認監査(2回目)で一部でも改善が確認できない場合、「輸送の安全確保命令」が発動され、命令後に監査(3回目)で改善が確認(30日以内)できた場合は、3日間の事業停止、確認できない場合は、許可取消となります。
2. 処分により使用を停止させる車両数の割合が、営業所の保有車両数の8割になります。
(例)保有車両数5両、処分100日車の場合 ⇒ 4両を25日間停止
なお、現行では全国統一的な方針を示しておらず、例えば、中部運輸局では、1両を100日間停止としています。稼働率(約50%)と比べると処分の実効性が乏しい点を考慮しました。

3. 輸送の安全に係る違反の処分量定を引き上げます。

(主なもの)

① 乗務時間等告示違反(運転者の過労運転)

(現行)未遵守16件以上 20日車 ⇒ (改正) 40日車

② 健康診断の未受診

【未受診者数】

(現行)半数以上 10日車 ⇒ (改正) 3名以上 40日車

③ 適性診断の未受診

【受診なし2名以上】(現行) 10日車 ⇒ (改正) 40日車

④ 運転者への特別な指導・監督違反(運転者への教育関係)

【大部分不適切】(現行) 10日車 ⇒ (改正) 40日車

⑤ 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反

(アルコール検知器の不適切な使用)(新設) 60日車

⑥ 点呼の実施義務違反

(現行)未実施19件以下 警告 ⇒ (改正) 未実施 40日車

⑦ 運賃料金届出違反

(現行) 20日車 ⇒ (改正) 60日車

⑧ 各種記録類の改ざん・不実記載

(現行) 30日車 ⇒ (改正) 60日車

⑨ 輸送の安全確保命令等各種の命令違反

(現行) 60日車 ⇒ (改正) 許可取消

●運行管理者に対する行政処分関係

1. 繰り返し法令違反を是正しない事業者が許可取消となった場合、勤務する運行管理者全員に対し、資格者証の返納が命ぜられます。

2. 重大事故等を引き起こし監査を実施した結果、運行の安全確保に
関わる量定が120日車以上となった場合、違反に関わった運行管理
者全員の資格者証の返納が命ぜられます。

3. 運行管理者が飲酒運転又は薬物運転した場合、自家用車の運転
でも資格者証の返納が命ぜられます。

1. 街頭監査

「総合的な対策」講ずべき事項

・街頭監査において、緊急を要する重要な事項以外の法令違反が確認された場合でも、その場で実施・改善が確認できない場合は、運行を中止させる。

緊急を要する重大な違反

交替運転者がいない場合、疲労、疾病等、安全な運行が継続できないそれを確認した場合
明らかな酒気帯び、無車検運行等は警察へ通報

上記以外の違反

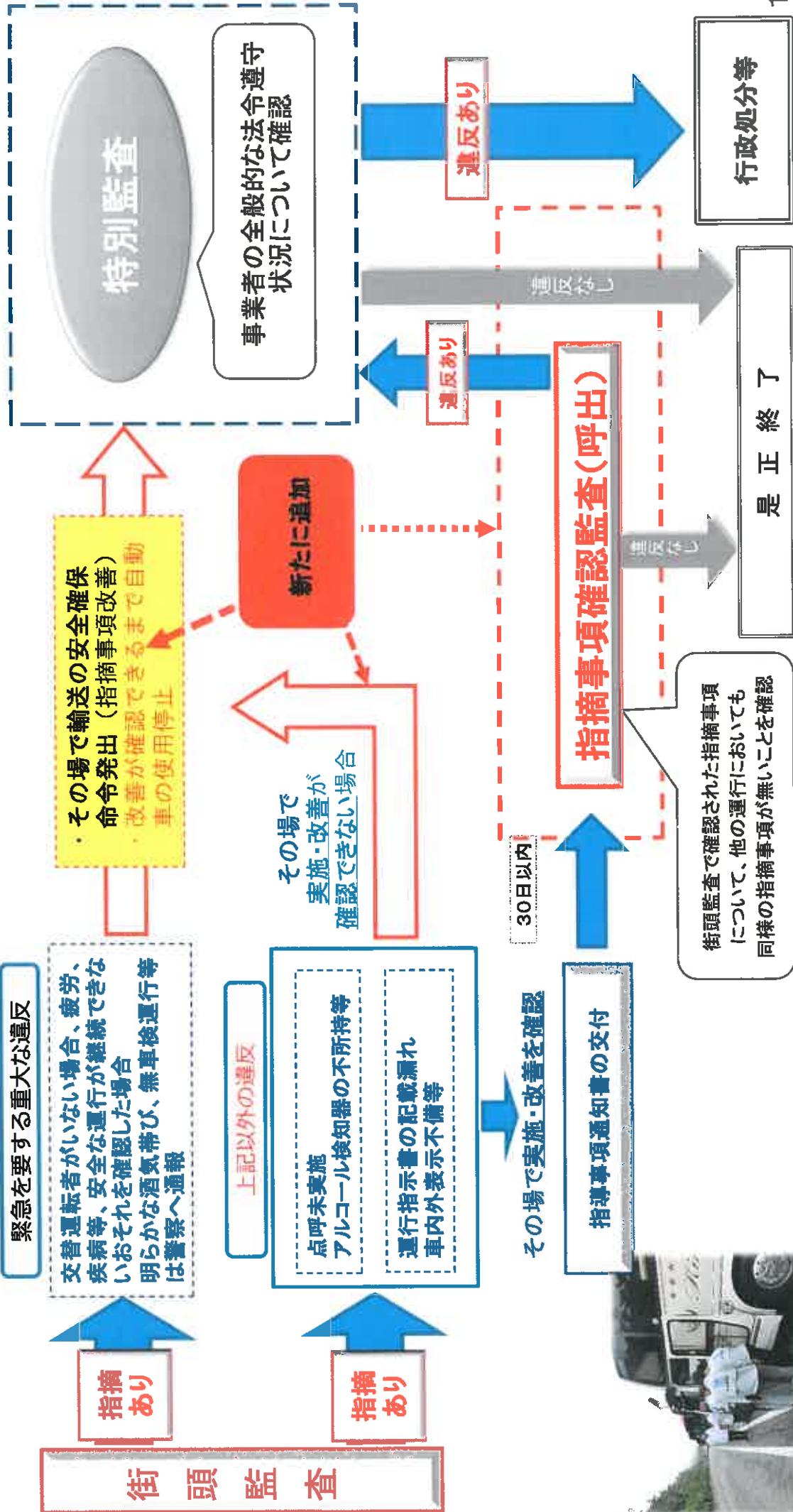
点呼未実施
アルコール検知器の不所持等
運行指示書の記載漏れ
車内外表示不備等

その場で実施・改善を確認

指導事項通知書の交付

街頭監査で確認された指摘事項について、他の運行においても同様の指摘事項が無いことを確認

参考

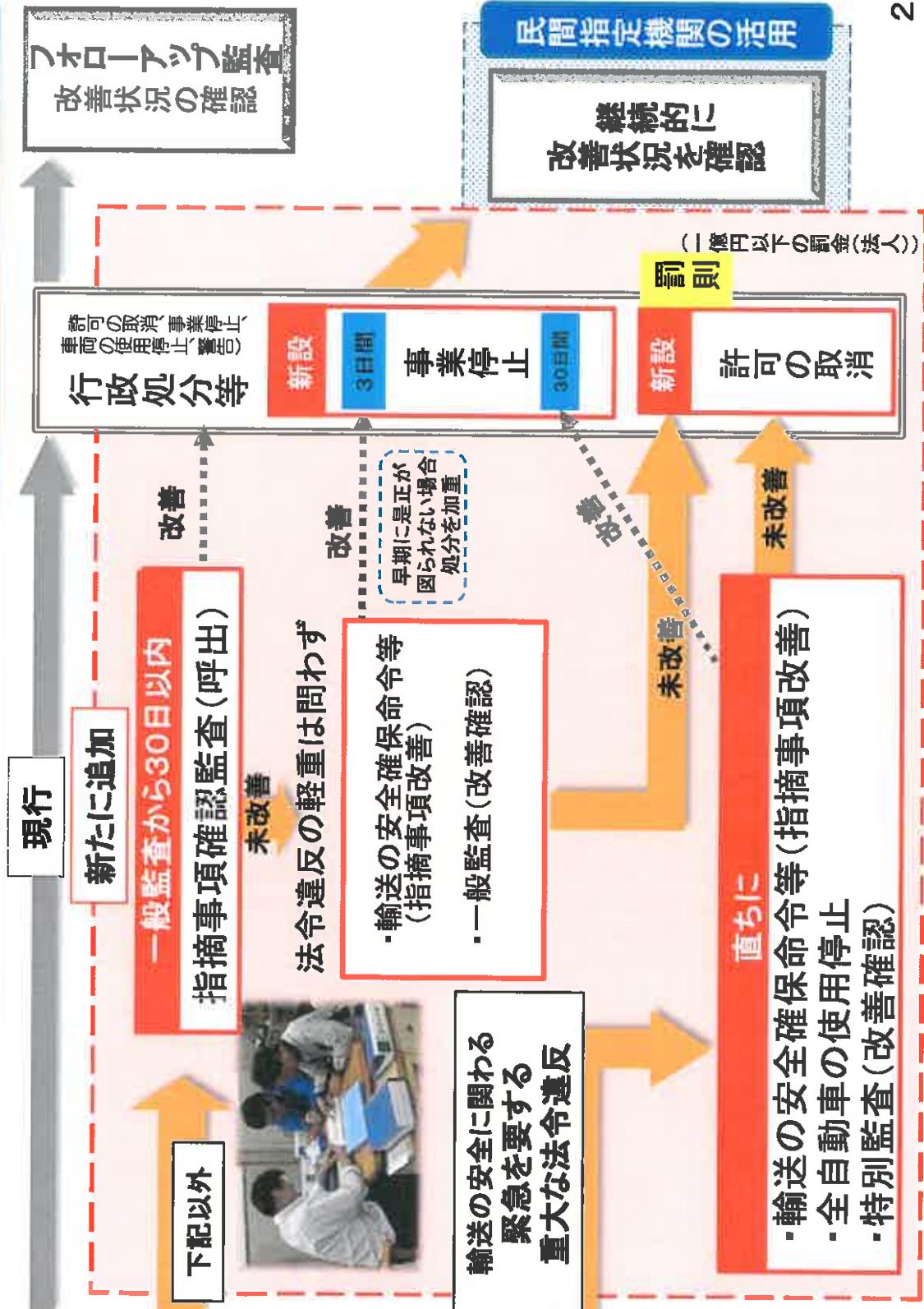
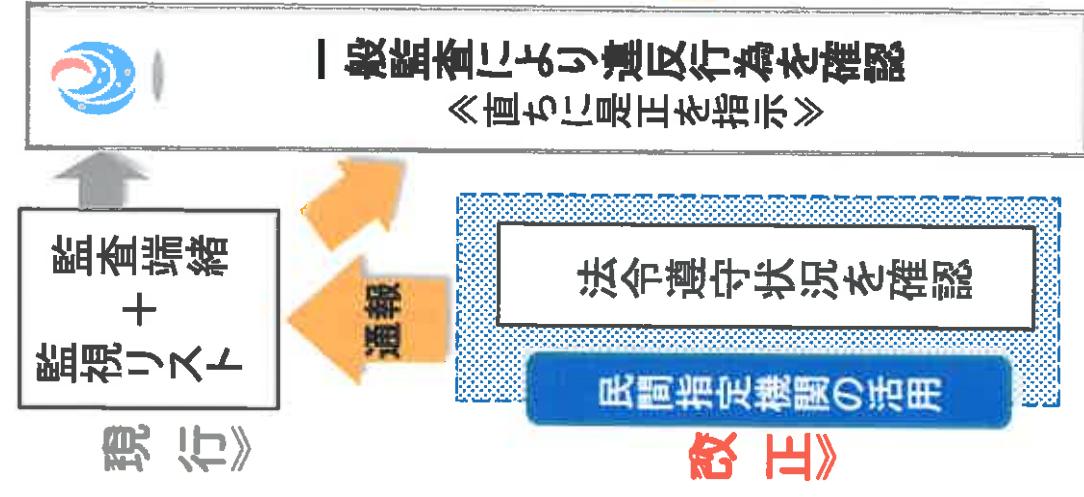


2. 一般監査

「総合的な対策」講ずべき事項

- 一般監査において、輸送の安全に關わる重大な法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、必要に応じ運行を中止させるとともに、速やかに特別監査を実施する。
- 一般監査において、輸送の安全に關わる重大な事項以外の法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、30日以内に是正状況確認のため複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可取消の対象とする。

参考



3. 行政処分

「総合的な対策」講ずべき事項

・行政処分により使用を停止させる車両数の割合を引き上げる。

使用停止車両割合の引き上げ

《現 行》

日車配分方式のイメージ

処分日車数	配置車両数(台)	1	2	3	4
~30日車	5	6	11	31	60
31~60	1	1	1	1	1
61~100	1	1	3	3	3
101~200	1	2	3	4	
201~300	1	2	3	7	
301日車~	1	2	3	9	

例えば、処分100日車のとき、
営業所当たり、配置車両数

5両の場合は、車両停止 1両×100日
10両の場合は、車両停止 1両×100日
30両の場合は、車両停止 3両×33日+端数1両×1日
※車両停止は営業所毎に行う



1両×100日間停止

使用停止車両割合を全車両の8割に設定

《改 正》

稼働率(現状約50%)を考慮
例えば、処分100日車のとき、
営業所当たり、配置車両数

5両の場合は、車両停止 4両×25日
10両の場合は、車両停止 8両×12日+端数4両×1日
30両の場合は、車両停止 24両×4日+端数4両×1日

・8割の端数については「切り捨て」
・監査時点又は処分時点のいづれか多い方の車両数を
ベースとして算出(処分逃れ防止)

(例)配置車両数 5両 奈良100日車



4両×25日間停止

3